

もくじ

**京都府議会 2022 年 9 月定例会**

ばばこうへい議員の代表質問（9/16）	．．．．．1
森下 よしみ議員の代表質問（9/16）	．．．．．9
他会派の代表質問項目	．．．．．17

●京都府議会2022 年9月定例会の代表質問を、ばばこうへい議員、森下よしみ議員が行いました。代表質問と答弁の概要を紹介します。

**代表質問**

**ばばこうへい議員（日本共産党・京都市伏見区） 2022 年 9 月 16 日**

**国葬は憲法違反。知事の参加、弔意の強制は許されない**

【ばば議員】日本共産党の馬場紘平です。通告に基づき、党議員団を代表して知事に質問いたします。

まず、国葬問題についてお聞きします。旧統一協会と政治の問題については、この京都でも旧統一協会は、近年になってもお金は不浄などと不安を煽ったり、家族の不和や病気は「悪霊によるもの」と脅して、数千万円から数億円もの献金を強要し、裁判が起こされるなど、その反社会的な活動による被害が広がってきました。さらに、岸信介元首相が国内での立ち上げに関わり、自民党とのかかわりのきっかけともなった、統一協会の実動部隊である反共・謀略団体の勝共連合は、1970年、78年の京都府知事選挙で大量の謀略ビラを配布したり暴力事件を捏造するなど選挙を汚す役割を果たしてきました。

昨年4月に京都府で開催予定であった協会関連イベントには、二之湯前国家公安委員長が呼びかけ人に、5名もの現職自民党府議会議員を含む多数の府市会議員が世話人に名前を連ねていました。さらに歴史を遡れば、1973年に統一協会の関連団体が行った韓国訪問ツアーでは、勝共連合本部での講義が組み込まれ、西田吉宏元府会議員、西脇尚一元市会議員など、当時の自民党の府市会議員が多数参加し、歓待を受けたことが報道されてきました。こうした過去も含めて、政治家自らが自身の責任で事実を明らかにし、関係の解消も含めて、国民に説明することが極めて重要ではないでしょうか。

安倍元首相の国葬については、どの世論調査を見ても圧倒的多数の国民は、「実施すべきでない」と明確に示しています。ところが、岸田政権は国葬を強行する姿勢を崩していません。憲法14条では、すべて国民は法の下に平等であると規定しています。同じく19条では、思想及び良心の自由が規定されています。安倍元首相だけを特別扱いし、弔意を強要する国葬の実施は、どこからどう見ても憲法に違反するものであり、認められるものではありません。

そこでお伺いをいたします。知事は、「憲政史上最も長く総理大臣という重責を務められ、海外からの評価も受けている」として、実施は妥当と記者会見で述べられ、さらには国葬への参加、その費用の公費による支出、府施設での半旗の掲揚などを表明されました。しかし、法的根拠もなく、多くの反対の声を押し切って国民に弔意を強制することが妥当だとお考えなのでしょうか。知事の御所見をお聞かせください。

また、政府は国民の反対の声に押されて、「弔意の表明は求めない」としています。強制が許されないことは当然ですが、強制されることがないように徹底することが必要だと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

**コロナ・物価高騰から暮らしと経済を守る緊急の支援を**

【ばば議員】次に、コロナ禍に加えて原油価格・物価高騰など事態が大きく変化する中で、府民生活や

地域経済を守るための対策についてお聞きをいたします。

我が党議員団では、昨年2月に発表したハローワーク前でのアンケート相談活動に続いて、6月議会の合間を縫ってハローワーク前での聞き取り調査を行うとともに、地域の事業者を訪問し、直接実情をお聞きする調査活動を続けてきました。先日、そのまとめを発表いたしました。

府民生活への影響について、節約しているものや、負担に感じているもの、これを訊く設問では、特に物価上昇を受け、前回調査と比べて水光熱費で20ポイント、食費で18ポイントも回答が増えています。ほかの項目でも、通信費11ポイント、健康保険20ポイント、年金9ポイント、医療費12ポイントなど、生活に不可欠な支出の多くで前回から回答が大きく増えています。まさに、物価高騰の影響が、コロナ禍に加えて府民生活に深刻な影響を及ぼしていることが明確になっています。

さらに、事業者への聞き取りでは、影響の有無について「コロナと物価高騰の両方の影響がある」との答えが42.3%と最も多くなっています。また、影響の現れ方については、「売上げの減少」が55.8%、「利益の減少」が57.7%、「原材料の高騰」が53.8%など、事業者によって影響の出方が多様かつ複合的になっていることもわかります。

こうした実態の中、「どのような支援が必要か」との問いには、各種税金、社会保険料の猶予や減免が25.0%、家賃・水光熱費などの「固定費への補助」が30.8%、消費税の減税が55.8%となっており、融資は7.7%と、これまでの対策の抜本的な見直しが求められています。新型コロナウイルス感染症の感染第7波では、行動制限は出されていませんが、多数の新規感染者が連日報告をされ、地域の商店などでは、制限のあるなしに関わらず人出が減り、予約がキャンセルされる、こうした事態が広がっています。

しかも、いつになれば元どおりになるのか全く見通せず、厳しい現状に必死に耐えているのが実態です。そこに原油価格・物価高騰が追い打ちをかけているのです。7月の消費者物価指数は2.6%と7年ぶりの大幅上昇、企業物価指数は過去最高の8.6%上昇となっています。特に、食料品は前年比4.4%、エネルギーは16.2%と生活関連の項目が大幅な上昇をしています。

しかし、賃金は上がらず、事業者も価格転嫁が難しい状況が広がっています。事態が大きく変化する中で、実態に合わせた対策が急がれています。

ところが、国は8月5日に臨時国会を閉じて以降、夏休みに入ったまま、ガソリン代など一部の対策はあったものの影響を受ける地域経済全体への十分な支援になっていないのは明らかです。本府の対策も、6月補正予算で「原油価格・物価高騰等小規模事業緊急支援補助金」が予算化されましたが、減収要件の廃止、手続きの簡素化などの改善はあったものの、設備投資を要件とした補助金では、先行きが見通せず苦しむ事業者や、事務所や店舗などを持たない個人事業主など、影響を受ける全ての事業者が届くものにはなっていません。

さらに問題なのは、今議会に提案された補正予算は、コロナ対策も経済対策なども、これまでの焼き直しや延長、若干の拡充にとどまっており、事態の深刻な変化と実態に向き合ったものとは到底言えません。

そこで伺います。知事は事態が大きく変化をしているということの認識があるのでしょうか。また、そうした事態に合わせて、対策の抜本的な転換が必要です。目の前の負担軽減を求める現場の声に応え、府税の減免や猶予、家賃などへの固定費の補助など思い切った対策を府としても緊急に実施すべきと考えますが、いかがですか。

さらに、対策が急がれる問題として、賃上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援があります。8月10日に、京都地方最低賃金審議会が、最低賃金の31円引き上げを答申しました。商店でも「客の賃金が上がっておらず値上げが難しい」「賃上げしたいができない」という声があるなど、賃金の引き上げが地域経済を健全に建て直すために不可欠であることと、そのための支援策の抜本的な強化が必要なことは、コロナ禍を通じて疑いようはなくなっています。しかし、審議会の答申にあるように、賃上げのための支援策とされてきた「業務改善助成金は中小企業・小規模事業者が求める助成としては極めて不十分」として、減税、社会保険料の負担軽減措置や適正な価格転嫁対策など、「真に直接的かつ総合的な抜本的支援策」が絶対に必要であるとの付帯決議が付けられています。

そこで伺います。10月の最低賃金の引き上げが目前に迫る中で、コロナ禍や原油価格高騰が地域経済に深刻な影響を与えていて、労使が声を揃えて抜本的な対策が絶対に必要と声を上げています。消費税の緊急減税やインボイス制度の中止など、中小企業・小規模事業者の経営を守る立場を明らかにし、国に対して強力に求めるべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

**【知事：答弁】** ばば議員のご質問にお答えいたします。

国葬についてでございます。今回の安倍元総理大臣の国葬につきましては、国の責任において決められたものではありませんが、憲政史上最長の8年8カ月にわたり総理大臣の重責を務められたこと、各国で様々な形で国全体を巻き込んだ敬意と弔意が示されていることなどを理由に実施を決定された国の判断は理解でき妥当であるものと考えております。一方で今回の国葬については、様々なご意見があるものと承知しており、国民の理解が得られるよう国葬の実施を決定された国におきまして、法的根拠も含め引き続き丁寧な説明をしていく必要があるものと考えております。

弔意の強制につきましては、今般の国葬の実施に当たっては、国民一人ひとりに弔意を強制するものであるとの誤解を招くことがないように、国において弔意表明に関する閣議了解は行わず、地方公共団体や教育委員会等の関係機関に対する弔意表明の協力は求めない方針とされたものと承知しております。

京都におきましても、国と同様に、府民お一人お一人に対して弔意を強制するのではなく、京都府から教育委員会等の関係機関や市町村に対して、弔意表明の協力を求めることは考えておりません。なお、教育委員会からは、国葬にあたって府立学校への通知等を行うことは考えていないというふうに聞いております。

次にコロナ原油物価高騰対策についてでございます。

7月の消費者物価指数は前年同月比2.6%、8月の国内企業物価指数は、前年同月比9%上昇し、特に輸入物価指数は石油が109.1%、木材が38.1%と大幅に上昇しております。こうした状況において、府民の皆さんからはコロナの影響で収入が減少した、食品も値上がりし生活が苦しいといった声が寄せられております。また府内の中小企業からは、原材料の値上がりに対する価格転嫁が遅れている、売上は増加したが収益は悪化したといった声が上がっております。長引くコロナ禍に加え、原油価格物価の高騰により府民の暮らしは大きな影響を受けるとともに、中小企業の経営も一層厳しさを増しているものと認識しております。こうした状況を踏まえた事業者への対策につきましては、固定費支援など事業継続や雇用維持のベースとなる支援は国が担い、京都府は地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行うことが重要であると考えております。そのため、国に対して、事業復活支援金や家賃支援給付金の再給付、雇用調整助成金の特例措置の延長や、税や保険料の減免猶予を繰り返し求めて参りました。京都府としても、コロナ禍で生活に困窮されている方への食料品や生活必需品等の配布、離職した非正規女性等への就労支援、小規模事業者等が行う持続的なコスト削減につながる取り組みへの支援など、府民生活や府内経済を守るための対策を講じているところであり、今定例会においても、子ども食堂や社会福祉施設、医療機関などの運営支援や、厳しい経営環境にある中小企業の経営改善支援に必要な予算案の提案をしております。引き続きあらゆる施策を総動員して、暮らしと経済の立て直しに取り組んでまいりたいと考えております。

消費税については、全世代型社会保障に必要なものとして、法律で税率引き上げが行われたものであり、少子高齢化社会における我が国全体の社会保障財源の問題として、国において検討されるべきものと考えております。インボイス制度は、消費税率引上げに伴う低所得者対策として、軽減税率が導入され、複数税率となったことに伴い、売り手と買い手の双方において取り引きにおける消費税率と税額とを一致させ、適正な課税を行うために必要な仕組みとして、令和5年10月から導入することとされております。京都府といたしましても、中小事業者に与える影響等を踏まえながら制度の円滑な導入に向けて、引き続き十分な周知や広報等の支援を行うよう国に求めてまいりたいと考えております。

**【ばば議員：再質問】** まず国葬の問題について指摘しておきたいと思っておりますけれども、法的根拠も含めて国が丁寧に説明をするべきだということ、また弔意は求めないというお話がありましたけれども、私はそれでは不十分だというふうに思います。先ほど質問しましたのは、法的根拠もなく国民に弔意を求めるような国葬は許されるのかと質問したわけで、それに対して知事が参加するということになれば、そうしたものを認めていくということになるわけですから、その参加そのものがやっぱり許されるものではないという風に指摘をしなければいけませんし、同時に、弔意を求めないということだけでは不十分で、それが強制されないっていうことを、しっかりと発信するということが同時に求められているのではないかなと、この点は厳しく強く指摘をしておきたいと思っております。

再質問させていただきますけれども、コロナ禍や物価の高騰、こうしたものは、この秋に集中してくると、さらに長引くことが想定される事態になっています。帝国データバンクのレポートなどを見ますと、物価高騰が追い打ちをかけた「物価高騰倒産」が急増しているとレポートされています。さらに、年末に向けて増えていく見込みであることも報告されています。知事には、このままでは地域の京都経済を支える土台が揺るがされるという認識があるのかどうかということが、私はあらためてご答弁頂きたいと思います。同時に、今月下旬に閣議決定される予定になっています「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」については、先日我が党議員団として省庁への要請ヒアリングをおこないましたけれども、その中でも中小企業への真水の支援として充てていただいても構わない、その割合についても縛りを設けるようなことはないということも確認してきました。これまでの府の制度では、設備投資などが必要になってきているものが大半でしたし、今度こそ現場が求めるような固定費への支援、急いで実施するべきだと思いますけれども、その点についての再答弁をいただきたいと思います。

**【知事：再答弁】** ばば議員の再質問にお答えいたします。

まずは、現在の経済環境をめぐる認識についてでございます。

先ほど申し上げましたように、コロナ禍が長引く、そしてコロナで傷んだ暮らし経済を立て直す道半ばで、原油価格物価高騰等によりまして、経済状況は非常に厳しい状況にありますし。なおかつ先行きの見通しが非常に不安定だということが、全体について不安な形を作っているというふうに思っております。9月定例会に補正予算を提案しております。これも必要なものとして是非ともご議論たまわりたいと思っておりますけれども、国の方でも新たな対策等について表明されておられます。我々としては、あらゆる施策を総動員した形で、こうした厳しい状況を乗り越えてまいりたいと思っております。交付金の使途につきましても、非常に限られた財源でございます。どうした形で、それを活用するのが京都府経済にとって最も有効かということ十分に吟味した上で検討してまいりたいと考えております。

**【ばば議員：指摘要望】** 再度答弁を頂きまして、いま現場が求めている事は何かということをお改めお伝えをしたいと思います。大きく状況が変化していると、これまでのような、業種を絞ったものであったりとか、売上の度合いで線をひいてみたりとか、設備投資を要件とすると、こういったやり方では残念ながら今の厳しい状況、特に中小企業・小規模事業者への支援としては極めて不十分だと私は言わなければいけないと思います。改めて、事業者の皆さんの声をしっかりと受け止めて頂いて固定費への支援であったり税・社会保障の減免を必要な手立てを急いで打って頂くことを強く求めておきたいと思っております。

## 子どもの医療費無料化、中学校給食無償化、高等教育の学費引き下げ等の一貫した子育て支援策を

**【ばば議員】** 次に、一貫した子育て支援についてお聞きいたします。

本府の合計特殊出生率は、6月に発表された2021年概数で、1.22となっており全国順位は前年の42位から40位へと改善したものの、出生率自身は、昨年の1.26から0.04ポイント下落となり引き続き右肩下がりの状況は変わっていません。さらに、8月28日付の京都新聞で、総務省の人口動態調査の結果、京都市が2年連続で人口減少数が全国一となったことと共に、特に子育て世代の流出が深刻であることが報道されました。知事と京都市長は共に、「子育て環境日本一」を目指すとして繰り返しておられますが、これが子育て世代の声であることを受け止めていただく必要があります。

では、どのような対策が必要なのか。先日、京都府の知事と市長村長の会議が開かれ、知事が低出生率について「特効薬がないことが私の悩み」と話された一方で、参加した市長からは「府内全体で子どもの医療費の18歳までの無償化」などが提案されたと報道されました。京都市での中学校給食を求める署名はわずか1ヶ月で1万筆近い署名が集まるなど、中学生をもつ親にとっては切実な思いになっています。府内各地で行われてきた食材提供プロジェクトでのアンケートでは、学生を中心に約70%の方が「学費減免」や「給付制奨学金の拡充」を求めるとともに、「学費・奨学金問題」に強い関心を寄せておられます。

そこで伺います。府として、子育てに対してそれぞれの時期に応じた、一貫した支援の充実が必要だ

と考えますが、知事の御所見をまずお聞かせください。また、京都府と京都市だけが大きく遅れ、その充実が求められてきた子どもの医療費の助成制度について、8月30日に行われた知事と京都市長の懇談会で、連携して拡充していく方針が確認されたと報道されました。あまりにも遅すぎるものですが、高校卒業まで無料へと拡充する自治体が多くなっている中、この際、府として高校卒業までの無料化も含めて検討していただきたいと考えますが、いかがですか。拡充の中身と実施の時期も含めてお答え下さい。

中学校給食の実施と、給食無償化については、知事あての署名が現在取り組まれており、各地で大きく広がっています。府として実施に向けた支援を行うことで、全府での実施に役割を果たすべきと考えますがいかがですか。さらに、全国の取り組みは、学校給食の無償化へと向かっています。府内では、伊根町、井手町、笠置町、和束町、南山城村で無償化が実現し、京丹後市、久御山町、宇治田原町では一部支援が実現しています。府として、こうした取り組みに遅れることなく、全ての自治体で実施できるよう支援策を検討し、具体化を図るべきと考えますがいかがですか。

国立社会保障・人口問題研究所が5年ごとに実施している「結婚と出産に関する全国調査」では、高すぎる教育費負担が第2子、第3子の出産のハードルになっていることが改めて報告されています。子育てにかかる経済的な負担の中でも特に保護者が頭を悩ませるのが教育費、特に大学など高等教育にかかるお金の問題です。子どもたちの「学びたい」という思いに応えてあげたいと思う反面、教育費だけでも「小学校から大学卒業まで最低1000万円」などと言われ、そこにさらに養育費がかかってきます。周りの保護者の中でも、「経済的負担を考えると2人目、3人目は難しい」という話もお聞きします。現在の高等教育の就学支援制度は、住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯が対象となっており、完全無償化の対象は世帯年収が約270万円以下の家庭に限られています。子ども達の学ぶ権利を補償することはもちろんですが、安心して子育てできる環境の整備の上でも、高すぎる大学学費の引き下げや給付型奨学金制度の抜本的な拡充は待ったなしです。

そこでお伺いします。国に対して高すぎる高等教育の学費の引き下げのための取り組みを強力に求めるとともに、府としても独自の給付型奨学金制度の創設など実施すべきと考えますが、いかがですか。

## 北陸新幹線延伸計画の中止、北山エリア開発計画は撤回を

**【ばば議員】**最後に、自治体の在り方について、今進められようとしている大規模開発問題についてお聞きします。

北陸新幹線の延伸計画については、一昨年に想定ルート上に位置する南丹市美山町の田歌区が地区の総意として、環境アセスメントの受け入れを拒否する決議を挙げました。さらに昨年には、国の伝統的建造物群保存地区に指定される美山町北村地区「かやぶきの里保存会」も計画の白紙撤回を求めていくことを決定し、今年には、京都丹波高原国定公園の中核である原生林「芦生の森」がある、美山町芦生区でも計画反対の決議が挙げられました。知事が「日本海側国土軸の一部を形成するとともに…」と繰り返す一方で、環境アセスを進めることも、住民理解を得ることも難しい状況が広がっています。

そこでお伺いします。このように、住民総意で反対や白紙撤回を求める決議が上がっていることについて、どのように受け止めておられますか。また、それでも延伸計画を推進することが必要だとお考えなのですか。お答えください。

政府は、6月に「新しい資本主義へ」と題したいわゆる骨太の方針2022を閣議決定しました。そもそも、「新しい資本主義」は分配政策を強化するとして始まりましたが、「分配」は急速にトーンダウンし、骨太の方針では「大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略」という、アベノミクスの踏襲が改めて明記されました。

そうした骨太の方針で、新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組としてPPP/PFIを抜本的に強化する5年間の重点実行期間が定められ、交付金によるインセンティブなどで自治体の取り組みを促すとされています。さらに、その中でもコンセッションを特別に取り上げ、全ての空港の原則コンセッション化や、スタジアム・アリーナ、文化施設、交通ターミナルなどへのコンセッション導入拡大が示されています。

本府では、京都スタジアムでコンセッション方式の導入が検討され、結局うまくいかなかったものの

異例の 10 年間の指定管理ということで、「投資の回収のため」と当時も説明がありましたが、まさに民間の儲けをどう補償するのか、そのために公のあり方を合わせるということが行われてきました。また北山エリア開発では、西脇知事は、春の知事選挙では自らの考えなどを全く示さず、終わった途端に新たに文化施設政策監のポストを作り、部長級 4 名、課長級 6 名など総勢 16 名もの体制をとって推進を加速させています。一方で、地域住民や府立大学の学生・教職員の有志の方々から見直しを求める声上がり、約 15 万筆もの署名が集まり、府が設置した有識者懇話会でも「賑わいの創出は不要」「植物園を公園にしようとする計画」と厳しい意見が相次いでいます。

そこで伺います。北山エリア開発では、署名はさらに増え 15 万筆に届こうとしています。こうした府民の声には向き合わずに、骨太の方針 2022 でのアリーナ改革の推進方針そのままに、開発を急ぐ姿勢は間違っていると考えますが、その点についてどのようにお考えになっているのかお答えください。

**【知事：答弁】** 一貫した子育て支援の必要性についてでございます。

京都府ではこれまでから、私自身をトップとする「子育て環境日本一推進本部」のもと、出会い、結婚から妊娠、出産、子育て、保育、教育、就労に至るまで切れ目のない一貫した支援を行って参りました。さらに子育てに優しい風土づくり、町づくり、職場づくりの 3 つの観点から、従来の子育て支援策にとどまらない総合的な施策の展開もはかってきたところでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大により、子育て世代の「孤立化」が進むなど子育てをめぐる環境は厳しさを増しているところでございますが、引き続き子どもや子育て世代を温かく見守り支え合う子育て環境日本一京都の実現をめざして、しっかりと進めて参りたいと考えております。

次に子育て支援医療助成制度についてでございます。

本制度は京都府と市町村が一体となって作り上げてきた制度であり、京都府は制度の基礎となる部分を作り、その上で各市町村が地域に実情をふまえ、独自の上乗せ措置を講じているものでございます。平成 5 年の制度の創設からこの間、京都府、市町村ともに厳しい財政状況にありながらも、対象年齢等の拡充を順次図ってきており、令和元年 9 月からは中学校卒業までの通院時の自己負担上限額を 2 分の 1 に軽減するなど、全国トップクラスの制度の運営をしているところでございます。こうした拡充により、負担軽減を図ってきておりますが、一方で制度拡充以降の子育て家庭を取り巻く情勢の変化もあることから、医療や福祉、社会保障分野の有識者等で構成する子育て支援医療助成制度あり方検討会議を設置し、制度のあり方につきまして検討を始めたところでございます。今後さらに市町村や医療関係者等の意見もお聞きしながら拡充内容や実施時期について検討を行って参りたいと考えております。

次に中学校給食の実施についてでございます。

義務教育における学校給食につきましては、学校給食法により実施、運営等は市町村が担い、食材費である給食費は保護者負担とされております。中学校給食については、現在未実施の市町において調理場等の施設整備の内容や運営の方法等について具体的な検討を行い、実施に向け準備が進められております。給食費は保護者負担とされておりますが、経済的に厳しい状況にある保護者には就学援助として給食費の全額または一部を補助する仕組みが制度化されております。また学校給食施設の整備につきましては国庫補助制度が設けられており、京都府といたしましては、市町村負担の軽減に向け、国に対して補助率の引き上げなど制度の拡充を引き続き強く求めて参りたいと考えております。

次に学生の就学支援についてでございます。

大学生に対する就学支援につきましては、基本的には高等教育を所管する国において財源を含め全国で統一的に行われるものと考えております。国におきましては令和 2 年度に高等教育の就学支援新制度を創設し、年収 380 万円未満の生世帯を対象として授業料の減免と給付型奨学金を併用した就学支援を実施されているところでございます。京都府といたしましても、これまでから学生の厳しい経済状況をふまえ、国に対して大学運営交付金や私学助成の増額、給付型奨学金の対象拡大など支援制度の充実を求めているところでございます。また給付型奨学金制度につきましては、先日政府におきまして、本年 5 月の教育未来創造会議の第 1 次提言の具体化を図るため、令和 6 年度から中間層や多子世帯への対象拡大等を実施するための工程表が示されたところでございます。今後とも学生が経済的理由で学業を諦めることがないように、引き続き国に要望して参りたいと考えております。

次に北陸新幹線の延伸についてでございます。

北陸新幹線につきましては、日本海国土軸の一部を形成しますとともに大規模災害時において東海道新幹線の代替機能を果たし、京都府行きはもとより関西全体の発展につながる国家プロジェクトであると認識しております。

敦賀―大阪間につきましては現在建設主体である鉄道運輸機構において環境影響評価法に基づく手続が進められているところでございます。南丹市美山町芦生区が反対決議をされたとの報道は承知しております。京都府といたしましては、これまでの環境影響評価の手続において府民や関係市町村の意見を十分にふまえ、自然環境や生活環境の保全等につきまして鉄道運輸機構に意見を述べてきたところでございます。引き続き、国や鉄道運輸機構に対しまして、慎重な調査と十分な地元説明を行いますとともに環境の保全について適切な対応を行うよう様々な機会を捉求めて参りたいと考えております。

次に北山エリアの整備についてでございます。

北山エリアは植物園、京都学歴彩館、府立大学、京都コンサートホールなどの各施設の役割、機能を高めながら相互に連携させることで京都が世界に誇る文化と憩いに包まれながら、人生を豊かにする魅力あふれた交流エリアとなることをめざしております。整備の検討にあたりましては、論点が多岐にわたりますことから個々の施設の整備内容を検討しながら、エリア全体の整備の方向性の調和をはかることで北山エリアを魅力的な空間にしたいと考えております。現在、各施設ごとに有識者の方々による意見聴取会議を立ち上げたところであり、専門的な視点から議論を行いますとともに地域の自治会の役員の方々や小中学校などとも意見交換を行っており今後利用者や府民の方々を対象としたワークショップを開催するなど丁寧に検討を進めて参りたいと考えております。北山エリアの整備はエリア周辺を含めたまちづくりであり。府民の皆様幅広いご意見を聞くプロセスを大事に取り組み進めて参りたいと考えております。

**【教育長：答弁】** 学校給食の無償化についてでございます。

給食費につきましては、先ほど知事が答弁申し上げたとおり経済的に厳しい状況にある保護者には就学援助として給食費の全額または一部を補助する仕組みが制度化されています。現在給食費を無償化している府内の5町村におきましては、各町村において子育て支援等の効果を総合的に勘案し実施されていると理解しております。一方で義務教育の無償化の範囲は国において定められており、学校給食費の一律の無償化については修学援助費としての位置づけや財政負担の問題等を含め国において適正に判断するべきと考えております。

**【ばば議員：再質問】** 子育て支援の問題については、切れ目のない一貫した支援をやっているんだとお答えをいただく一方で、例えば子どもの医療費の無償化の拡充の問題であったり、また中学校給食の実施であったり学費の問題になると、例えば中学校給食は市町村が実施主体だと、大学の問題となりますと国がやる問題だということになってしましまして、本来は子どもの医療費の問題も中学校給食の問題も大学の学費の問題も子育て世代にとってはどれもが急がれる問題で、だからこそ府としてどう役割を果たしていただくのが肝心となっているし、それこそが一貫した支援だと思います。しかしそういった立場に立ちまることができないということなのかと思わざるを得ません。

先日地域を歩いていますと、中学校給食の問題であるお母さんから「毎朝早朝に起きてお弁当を作る。栄養のバランスを考えなきゃいけないし、夏場なったら傷まないようにメニューも考えないといけない。小学校と同じように給食があれば負担の軽減はもちろんだし、子育てする上でどれだけ安心か」というお話をいただきました。まさにその通りだと思うし、全国の流れは、中学校給食の実施はもちろんだけれども、負担軽減と食育という観点の中で、この給食費の無償化をどうするかというところまで来ています。改めて、一貫した支援として府としてすべての府内自治体で中学校給食が実施できるように支援を強化すべきではないかと思いますが、もう一度お答えいただきたいと思ひます。

北陸新幹線延伸と北山エリア開発についてですが、美山町では環境影響調査が実施できる見通しが立たないため、国は来年度予算で予算額を明記しない事項要求にせざるを得なくなりました。田歌地区の環境影響調査の受け入れ拒否は、北村地区、芦生地区の決議によって、美山町全体の確固たる意志になりつつあります。北山エリアも15万筆もの反対署名が集まるなど住民の意思は明確になっています。そ

ういった意味で府民の声に応えることというのが、本来知事の役割だと思いますけれども、国家プロジェクトであったり国の方針であれば、申し上げたような地域住民の声は無視されても仕方ないというのが知事のスタンスなのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

**【知事：再答弁】** ばば議員の再質問にお答えします。

中学校給食についてでございます。

先ほどもお答えいたしました。学校給食法で中学校も含めて給食の実施は設置主体である各市町村において判断される制度でございますけれども、これまでから京都府としても学校給食の意義を各市町村にしっかりと伝え、その普及を図ってきたところであり、5月時点では未実施は5市町となっております、これらにつきましてもその多くは中学校給食の基本構想の策定や給食施設の建設など実施に向けた動きが見られるところございまして、我々も補助制度の拡充、支援制度の拡充につきまして引き続き国に対して強く求め、中学校給食の実施の支援をして参りたいと考えております。

北陸新幹線につきましては、先ほども申し上げましたけれども、これまでも市町村、また住民の意見また有識者の意見をふまえて、環境影響評価の各段階で国または鉄道運輸機構に対しまして意見を申し述べてきました。これからも各段階において必要な意見を申し述べることによりまして、生活環境また自然環境の保全を図って参りたいと思っております。いずれにしても国、機構において慎重な調査と丁寧な地元説明を引き続きお願いし、環境の保全に努めてまいりたいと思っております。

**【ばば議員：指摘要望】** 再度答弁をいただきましたけれども、中学校給食の意義を伝えてきているんだということですが、それでも実施できていない自治体が残っている中で、全自治体でどうやって実現するのかということについて向き合わないということは、本当に子育て支援について一貫したものを行ってきたとは残念ながら言えないんじゃないかと思えます。

誰もが安心して子どもを産み育てることが出来る京都の実現というのは、持続可能な京都府をつくる基礎となってきます。そのためには、国に求めていますと言って実施できていないところそのままにするということではなくて、やっぱり府民の声に寄り添って、知事として何ができるのかという立場に立って支援を実施していくということこそが、本来の京都府の、知事の役割だと厳しく指摘しておきたいと思えます。

北山エリアや北陸新幹線の問題は必要な意見については、国にその都度申し上げていくと言うことがありましたが、もうすでにそうした状況ではない。美山の状況で言いますと、通ると言われているという地域だけでなく、その周辺地域も含めて「こうした計画は困る」「白紙撤回をしてください」「受け入れられない」という声が上がってきているわけです。そうした中で府民の声に向き合えば、当然国に対して計画を見直しいただく白紙撤回いただく、これしかないと思います。こうした府民のみなさんの声にしっかりと寄り添って、本当の意味での京都府の役割を発揮していただく、府政の抜本的転換を強く求めて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

日本共産党の森下由美です。党議員団を代表して質問をおこないます。質問に入る前に、議長のお許しをいただいて一言申し上げます。新型コロナウイルス感染症で、お亡くなりなられた方々に哀悼の意を表しますと共に、入院、あるいは在宅で療養中の皆様には、一日も早いご回復をお祈りします。また、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様には、日々ご奮闘いただいていることに感謝申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症から高齢者の命を守る抜本的対策を

【森下議員】はじめに新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナウイルスの感染者が、7月以降の2ヶ月で991万人を超えるなど急激な感染拡大となり、医療が逼迫しました。9月1日現在で、全国で死亡者数が4万人となり過去最悪となりました。7月、8月の2ヶ月で京都府域のコロナ感染による死亡者数は150人を超えました。また、今年度の7月まで4ヶ月の在宅死亡者34人中9人がコロナ原因で亡くなられたと警察本部から報告を受けました。医療にかかることが出来なくて在宅死されている可能性もあります。

岸田政権はコロナ感染症対策については、無為無策で感染の大爆発を起こして医療を逼迫させました。9月8日に、陽性者の療養期間の短縮や、全数把握を簡素化する緩和方針を打ち出しました。そして西脇知事は、京都府においても26日から全数把握の見なおしをすると表明されました。今年の夏の第7波では、発熱外来がパンクし、早期治療の遅れから重症化につながり死亡者も多かったのです。

今回の政府の「基本的考え方」では「高齢者・重症化リスクのあるものに対する、適切な医療の提供を中心とする考え方に転換する」としていますが、これでは、それ以外のコロナ患者は医療にアクセスできなくてもよいとなりかねません。「全数把握の見直し」は、事務作業の効率化にとどまらず、「症状が軽い」人はセルフチェックで健康フォローアップセンターへの登録となり、医療を受けなくてよいとする仕組みになっていくのではないかと懸念されます。

そこで伺います。救える命や高齢者の命を守るため、新規感染者を減らす対策を抜本的に行う必要があると考えますが、どうですか。そのためにも、コロナ感染者の全数把握の簡素化については、感染症の動向把握や対策の検討を行う上で適切ではないと考えますが、どうでしょうか。

## 医療や検査が速やかに受けられるよう公的責任をはたすべき

【森下議員】この間、高齢者施設、障害者施設においてクラスターの発生が続いています。「一人でも感染者がおられると施設ではゾーニングが厳しい。福祉施設は生活施設であり、病院の代わりにはならない」と施設関係者は警告を出されています。ところが、高齢者・障害者等の福祉施設では陽性者が発生しても、施設内での療養を求められています。ある障害者の福祉施設では「陽性者が施設内で療養中、血中酸素飽和度が下がって医師の指示で酸素吸入を行う状態となり、入院を希望してもなかなか病院に入院させてもらえない」と悲鳴が上がっています。こういった訴えは多くの施設から寄せられています。

京都府は、介護が必要な高齢者を受け入れることができる待機ステーションを、東山サナトリウムに110床用意したはずですが、ところが、受け入れは多いときで8人という実態です。陽性者を留め置かれている介護福祉施設等からは「なぜ医療機関につなげてもらえないのですか」と疑問が上がっています。こういった対応に改善が必要です。

そこで伺います。高齢者施設や障害者施設において陽性者が施設に留め置かれている実態を改善していただきたいと思います。重症化リスクの高い高齢者や障害者が、必要な入院に確実につながるよう対策を講じるべきではありませんか。お聞かせください。

第7波に入って特に7月末から、必要な検査、医療を受けられない事態がおきました。発熱外来に受診したくて電話をしても、なかなかつながらない、つながっても「予約でいっぱいです」と断られる。と沢山の声があがっています。ある一人暮らしの高齢者は、高熱が出て、シルバーライフラインで救急車を呼んだそうです。「救急車は来てくれたけれど、救急隊員から、受け入れてくれる病院がないからと帰ってしまわれた」と相談が寄せられました。視覚障害をお持ちの方からは、どこで検査を受けられるのかと、医療相談センターに電話をしたら、やっとながったけれど「車がないのですか、スマホが

かえないのですか。仕方ないですね」と、「それ以上のことはわかりません。これがマニュアルです」と冷たく対応された。と怒りの声が寄せられています。高齢者や社会的弱者にとって発熱外来につながるのが本当に大変だということなのです。

そこで質問します。重症化を抑える抗ウイルス薬は、出来るだけ早く投与することが大事と言われていいます。そのためには、誰でも検査や医療が速やかに受けられるように、行政が責任を持って医師や看護師を増やして、発熱外来を設置するなどの体制強化を行う必要があります。どのように認識されていますか。お聞かせください。

長期化するコロナ感染症の広がりへの対応に加え、原油高騰・物価高騰の影響で医療機関をはじめ、高齢者・障害者等福祉施設の経営が厳しくなっています。京都府として財政支援制度を検討するべきと考えます。今回9月補正で一部社会福祉施設での燃料費の高騰分支援を予算化されていますが、充分とは言えません。どのような検討をされていますか。お答えください。

## 保健師の増員と保健所体制の拡充を

**【森下議員】**次に保健所の抜本的な機能強化について伺います。

我が党議員団は一貫して、保健所を再編前の体制に戻し保健所体制の拡充を求め続けてきました。知事は6月の浜田議員の代表質問に対しても相変わらず、「緊急時に機動的に対応出来るように体制強化をはかった」とお答えになりましたが、保健師の増員はわずか5人、一方で事務職員を減らし、ハース入力や相談窓口業務を民間に委託されました。保健師・保健所職員の長時間労働は軽減されているのでしょうか。第7波に入って、感染が過去最高を記録する事態に対応出来なくなっているのではありませんか。すでに保健所の健康観察は70歳以上、ハイリスクのある方に限られています。それでも陽性者の所に電話が入るのが、5日から1週間後というのが実態です。ある新聞投書欄に「104歳の高齢者を在宅で介護、しかも家族も感染。保健所からの電話が5日目だった。その日にパルスオキシメーターが届いた、支援物資が届いたのが、8日目だった。不安な5日間だった。」と投稿されていました。これで機能を果たしているといえるのでしょうか。ファーストタッチが遅れています。そこで伺います。

保健所の保健師さんから、「長時間労働が年1300時間を超える状況が2年続いている」と聞きます。労働基準法36条に基づく時間外労働の上限規制は守られるべきと考えますが、どのような対応をされているのでしょうか。また、健康観察やクラスターの対応などの保健所業務が遅れる事態を改善すべきと考えますが、どうでしょうか。ここまでお答えください。

**【知事：答弁】**新型コロナウイルスから府民の命と健康を守るためには、府民のみなさんと感染の拡大状況や感性防止対策の必要性などを共有し、感染者数を減らしていくことが重要でございます。そのため、正しいマスクの着用や手指消毒などの基本的な感染対策の実施、事業所飲食店などでの換気の徹底、早期のワクチン接種の推進や接種しやすい環境の整備、旅行や帰省で重症化リスクの高い方と接する方等への事前検査の実施、施設従事者の検査実施や、施設内感染サポートチームの派遣など高齢者施設等での感染拡大防止対策の支援、コロナ患者の受け入れ病床の確保等の医療・療養体制の整備など、変異を繰り返すウイルスの特性を踏まえた適時的確な感染防止対策に取り組んでいるところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症患者の全数届け出につきましては、9月26日から全国一律で見直しを行うことが発表されたところでございます。全数届け出の見直し後であっても、医療機関には届け出対象外の方も含めた全陽性者の年代別人数を日々報告いただくこととされておりますので、引き続き感染動向の把握や、それに基づく対策の検討は可能ではないかと考えております。

次に、高齢者施設や障害者施設における陽性者への対応についてであります。

高齢者等が感染された場合の対応につきましては、令和3年10月の国通知におきまして、感染が拡大した際、医師が入院の必要ないと判断した場合には、施設を含む自宅等での療養として差しつかえないとされたところでございます。入院医療コントロールセンターではこの通知を踏まえながら、基礎疾患の有無やコロナの症状だけでなく、食事や水分が取れないなどの全身の状態も考慮したうえで、一人一人の療養方針を丁寧に判断しており、入院が必要な患者は入院していただいているところでございます。尚、高齢者等を含む重症化リスクの高い患者については、これまでから保健所において優先的・重

点的に健康観察を行っているほか、第7波では施設協力医療機関、施設医、訪問診療等協力機関の協力のもと、高齢者施設等で療養される患者に対して医師等による診療が可能な体制を構築したところがございます。引き続き入院医療コントロールセンターを中心に、各施設や医療機関、保健所等の連携を密にし、すべての患者が適切に療養できる体制を確保してまいりたいと考えております。

次に、外来診療の体制についてでございます。新型コロナの診療検査医療機関については、順次拡充を重ね、令和2年11月当初の532か所から本年8月末には981か所の医療機関を指定し、発熱などの症状のある方が身近な医療機関で検査や医療が受けられるよう体制の強化をはかってきたところがございます。また第7波のピーク時には全国的に検査キットが不足する中、京都府が必要量を確保し、これらの診療検査医療機関に約25万キットを配布し、検査や診療が円滑に受けられるよう取り組んできたところがございます。なお経口抗ウイルス薬の投与の体制につきましても、医療機関及び薬局の登録手続きを進め、現在1,295か所において薬剤の取り扱いが可能となっております。引き続き、府民の方が引き続きよりスムーズに受診・治療できる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医療機関や福祉施設への財政支援制度についてでございます。高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設においては、物価高騰の影響による運営経費が増加しており、厳しい状況でございます。そのため6月定例会においてご議決頂いた予算によりまして、施設の省エネに資する空調・換気設備の更新を対象とした財政支援を行っているところでございます。また、原油価格の高騰が続くなか、医療機関や社会福祉施設等において送迎や訪問サービス等に使用する車両にかかる燃料費の高騰分を支援するために必要な予算案を今定例会に提案するなど、時宜に応じた施策を講じているところでございます。合わせまして国に対し、診療報酬や介護報酬等の公的価格の臨時的な改定や、国による全国一律の助成など財政支援制度のいっそうの拡充について、全国知事会の活動を通じて強く要望を行っているところであり、国の動向を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

次に、保健所業務についてでございます。保健所業務につきましてはこの間、入院調整、医療相談、療養機関証明及び、陽性者登録等の事務を本庁に集約したほか、患者搬送手続きやハース入力などの定型的な業務の委託化などにより効率化を進め、保健師等が健康相談や施設・病院の感染対策など専門業務を迅速に進められる体制を確保してきたところでございます。

また、新型コロナ対応による保健所職員の時間外勤務につきましても、労働基準法上は上限時間の特例が適用されているものの、応援体制の強化や業務の効率化を進めた結果、第7波における時間外勤務は、第6波より感染者数が多い中でも減少しているところでございます。今後とも保健所が「公衆衛生の要」としての役割を果たせるよう、業務負担を抑えつつ府民の命と健康を守るために万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

**【森下議員：指摘要望】** 知事の答弁を聞いていますと、ずいぶん認識がずれていることを実感します。

専門家からは、「自宅や施設で待機している間に全身状態が悪くなり医療にたどりつけないまま亡くなる人が増えている」と指摘されています。そして「抗ウイルス剤の処方5日までに行わなければ効果が無い」と発言されています。知事が今やらなければならないことは、感染者をしっかりと把握して必要な医療提供体制を整えることではないでしょうか。このことを強く求めておきます。

そして保健所職員の長時間労働についてです。知事は、特に保健師がコロナ対応で厳しい労働実態となっていることについて、応援と民間委託で対応されていますが、コロナ感染はまだ続きます。保健所で働く職員が人間らしく働ける職場でなければ、住民の命と健康が守れません。保健所体制を再編前の体制に戻し強化していただくことが多くの府民の願いです。しっかりと受け止めていただき対策を講じていただきたいと、これは求めておきます。

**【森下議員：再質問】** 2点再度質問をおこないます。

老人ホームなどの福祉施設での陽性者留め置きをなくすための対策がどうしても必要だと考えます。先ほどの知事の答弁ですと、医師の判断で入院が必要な人はさせている。しかし医師が必要でないと認めた場合は入院をさせていないというふうを受け取れるような答弁でした。

京都新聞の取材に対して、東山サナトリウムの待機ステーションの滞在の問題ですけれども、原則24時間を超えない運用にしている、治療が長くなる高齢者は滞在させにくいと説明をされていますが、厚

労省の事務連絡では、入院患者を受け入れる「確保病床」に計上されています。先ほど答弁がありましたけれども、それなのになぜ入院出来ないのか。死亡や重症化リスクの高い施設入所者に対して、原則入院出来る方針を持つべきではないでしょうか。この点についてお答えください。

二つ目に、コロナ禍、物価高騰で光熱費や食料費等の負担で苦勞されている医療・高齢者・障害者等福祉施設から、財政支援をもとめられています。先ほど馬場議員も申し上げましたが、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を使って早急に支援するべきです。9月補正で一部補助を提案されましたが、医療機関や介護施設・障害者施設への支援が抜けています。ぜひ支援を強化していただきたいと思いますが、どうですか。お答えください。

**【知事：再答弁】**施設入居者の陽性者への対応できごさいます。先ほど申し上げましたけれども、入院医療コントロールセンターでは、コロナの症状だけではなく、例えば食事や水分が摂れないなどの全身の状態も考慮したうえで、お一人お一人の療養方針を丁寧に判断しておりまして、コロナ病床への入院が必要な患者の方については、入院をしていただいていると考えております。また、施設内で療養されている方に対しましても、施設内に医師を派遣するなど訪問診療の体制を整え、お一人お一人の症状に合わせた療養について医療を用いているところでございます。いずれにしても今回の第7波では、高齢の方また基礎疾患を有する方の症状が非常に重症化しておりまして、コロナによる呼吸器だけではないということは十分承知をしておりまして、そうしたことも踏まえて丁寧に対応するよう指示をしているところでございます。

それから2問目のその他の施設についての燃料費高騰のところでございます。今回非常に限られた財源のなかで対応させていただいておりますけれども、もう少しそれぞれの施設におけます輸送費なり運輸費での影響、そういう状況も勉強させていただいたうえで、検討させていただきたいと思っております。

**【森下議員：指摘要望】**お答えをいただきましたが、やっぱり認識のずれを感じます。

福祉施設現場からは、医療にアクセスできないまま体調が悪化し、亡くなられる実態があると悲壮な訴えがあります。知事にはきびしい現場で苦勞されている実態をぜひ認識していただき、そして必要な方に必要な医療が届くような体制と方針を持っていただくことを強く求めておきます。

## 教員不足解消のために計画的な採用と長時間労働の是正を

**【森下議員】**教職員不足の解決についておたずねします。

文部科学省は、初めて全国規模で調査を行い、昨年5月1日時点で全国の小・中学校、特別支援学校で2558人の教員が不足していることを明らかにしました。現場からは「病休の担任の先生の補充ができない」「授業中の職員室はほぼ無人。緊急時に対応できないのではないか」などの窮状が訴えられています。

京都教職員組合の調査では、今年6月16日の時点で担任の先生が、15市町の小中学校で49人の教員が未配置でした。また専科教員や母性保護、教職員の負担軽減等で配置されるべき短時間勤務の教員も多数未配置となっています。担任の先生がいないなんて本当に大変なことです。

京丹後市では、4月1日時点で、4校で6名の教職員が未配置となり、6月中旬には産休の代替教員が2名、専科教員が1名未配置であるために、学校全体でカバーせざるを得ない状況だったということです。京丹後市の6月議会で我が党の橋本まり子議員の質問に対して市長は「教師不足が子どもの学びに決して影響があってはならない。府域全体で教員不足がおきており、最重要課題であり京都府とも連携していく」と答弁され、市議会でも全会派一致で意見書を採択されています。

教員不足の根本にあるのは、歴代自民党政府の教育予算を削ってきたところに責任があります。非正規教員への依存と、教員の過酷な働き方があります。2004年の小泉内閣による、三位一体改革、地方交付税の見直しから、各自治体が本来正規職員を当てるところに多くの非正規職員を当て、人件費を抑制してきました。本府も京都市を除いて、定数内講師、いわゆる非正規職員がH29年588人からR3年には737人と拡大が進みました。特別支援学校では85人から170人と2倍も非正規職員が増えています。根本的には教育予算を伴う大幅な教員定数正計画をつくる必要があります。そして国の給与負担割合を

3分の1から2分の1に戻すことを国に求めるべきです。

そこで教育長に伺います。京都府においても教職員不足を解消するため、予算を拡充し、専科教員および正規職員を計画的に採用するべきと考えますが、どうですか。

また、昨年行われた府教委の勤務実態調査でも、月平均に換算すると78時間の時間外勤務実態となっています。「教職は魅力ある仕事」と6割の大学生が答えながらも、今はブラックな環境にあると思われ、教師になることを断念している状況があります。

そこでおたずねします。小中学校教員の過酷な勤務が深刻さを増していることから、長時間労働を是正し、教員の負担を軽減するための対策が必要です。どのように考えておられるのでしょうか。お聞かせください。

## 向日が丘支援学校の仮設校舎整備等について

【森下議員】向日が丘支援学校の仮設校舎についておたずねします。

2027年完成をめざす向日が丘支援学校の改築に伴って、来年4月に移転予定で元済生会京都病院を仮設校舎に改修する計画図が明らかになりました。先日我が党議員団で仮設校舎の予定地を見学し、担当課から仮設校舎の工事設計について説明を受けました。その中で重要な課題があることを認識しました。例えば、体育館はありません。中等部、高等部、それぞれプレイルームがない。屋外の運動場もないこと、プールについては、通年の温水プール等で子どもたちが体をほぐし、筋肉を伸ばす施設が必要になりますが、設計の中には無いことがわかりました。先の文教常任委員会での答弁では、「長岡京市の近隣の施設を借りられないか協議を進めている。」ということでしたが、見通しは明らかではありません。

また、緊急時の避難路については、障害を持つ子どもにとって、かなり急な傾斜で狭いらせん状階段と、スロープが平行した構造であり、6階から3階まではあるけれど、その先は階段しか無く不十分でした。他にも数々問題があると認識しました。

そこで伺います。仮設校舎においても、教育現場からできる限り短時間で、移動、制限なく利用できる体育館や運動場、プールの確保が必要です。子どもたちの学習にとって必要不可欠なプレイルームや避難所の整備等、4年から5年間学ぶ場所ですから快適に利用できる施設整備を検討するべきと考えますが、どうでしょうか。

また、寄宿舎については、来年度から廃止の予定とされていますが、保護者や市民、教職員の声に押されて、寄宿舎は廃止するが、寄宿舎が果たしてきた成果を受け止めて、生活する力を育む「生活実習室」を計画すると約束されています。

その立場からおたずねします。整備計画では、寄宿舎に代わる施設として、生活実習室が1室あるだけです。これでは足りない現場から声が上がっています。医療的ケアの必要な児童生徒が宿泊する際に安心して学ぶことが出来る環境や看護師が宿泊できる部屋を検討するべきではありませんか。どうですか。

また、今日まで向日が丘支援学校では緊急入舎が行われてきましたが、今年度で寄宿舎が廃止になった後、来年4月からの緊急時受け入れ体制については、どのようにお考えですか。計画についてお答えください。

仮設校舎では、児童・生徒の学びを保障する場としても、4年間であっても安心して楽しく過ごせる生活環境を準備するのが教育委員会の役割です。そこで、仮設校舎の整備計画について、児童生徒や保護者及び教職員に説明を行い、意見要望を聞いたうえで実施設計に生かすべきと考えますが、どうですか。

## 生理用品の無償提供を

【森下議員】「生理の貧困」について伺います。

経済的理由で、生理用品の購入を充分できない「生理の貧困」が世界中で問題になり、昨年からは学校や、公的施設で生理用品の配布など取り組みが進みました。新日本婦人の会のみなさんが、すべての自治体と教育委員会に「学校トイレに生理用品を常備してください」と申し入れを行われました。私の住む八幡市では生徒や保護者の声に応じて、すべての中学校の女子トイレに生理用品を常備されています。「置

いてくれた人、やさしい」と生徒から感想が寄せられ、喜ばれていると聞きました。八幡市教育委員会は、「安心して学校生活を送って欲しい。これが一番です。」とおっしゃっていました。生徒達がトイレ掃除の時に保管ケースをチェックし、ナプキンが無くなれば補充を保健室の先生に求めるという方法で実施されていて生徒に大変喜ばれているそうです。安心して過ごせるって事はとても大事なことです。本府においても昨年度府立高校3校で試行的にトイレに生理用品の配備を取り組まれましたが、どのようなまとめと結論の方向を出されたのでしょうか。この際、ぜひ前向きな方向を出していただきたいと思えます。これは要望しておきます。

「貧困対策にとどめずトイレットペーパーのように生理用品の常備が当たり前の社会をつくりましょう」という呼びかけが広がりましたが、スコットランドでは、公共の場で生理用品の無償提供を行う法律が2020年11月に議会で採択されました。「生理用品の無償提供は平等と尊厳につながる」との声が高まっているそうです。京都府においても、すべての公共施設と学校トイレに「生理用品」を常備されるよう求めます。そのための予算措置を行っていただきたいと思いますが、いかがですか、お答えください。

**【知事：答弁】**「生理の貧困」についてでございます。「生理の貧困」は、健康の観点に加えて女性としての尊厳の観点からも重要な課題であり、学校や女性相談の窓口において、必要な方に生理用品の提供をおこなってきております。加えまして京都府といたしましては、生理用品の提供だけではなく、「生理の貧困」の背景にある女性の困難な状況を解決することが重要と考え、就労支援等にも取り組んでおります。ジェンダー平等の観点から生理用品を無償提供をする動きがあることは承知しておりますが、日本において学校や公的施設に生理用品をおいて常備されるようになるには、さらに議論をつくり、社会的理解が進むことが必要であると認識しております。引き続き、男女共同参画センターやマザーズジョブカフェなどの相談窓口において、様々な事情を抱えている女性に寄り添い、無料カウンセリング等のきめ細かな支援を提供してまいりたいと考えております。

**【教育長・答弁】**教員不足の現状につきましては、京都府におきましても憂慮すべき状況でございます。これまでから京都式少人数教育や専科教員などの指導体制の充実に加えて、産前休暇を取得予定の場合に代替講師を先行配置する制度を構築するなど、様々な改善を進めてきたところでございます。一方、教員採用につきましてはこれまでから退職者数や教員定数の増減等をもとに、将来にわたる見込みを立て計画的に行ってまいりましたが、産休・育休取得者や特別な支援を要する児童生徒の増加に加え、教員志願者が減少傾向にあることが教員不足の大きな要因であると考えております。これらの課題を解消するため、昨日、小原議員の質問におこたえしたとおり、教員をめざす大学生を支援する方策の検討などを進めると共に、定年齢引き上げも考慮しながら専科教員の配置も目指し、中長期的な見通しを持って計画的な採用に取り組んでまいります。

次に、教職員の働き方改革につきましては、平成29年度に実施しました勤務実態調査により、教員の深刻な状況が明らかとなり、教職員の働き方改革実行計画を策定し、働き方改革の実現に向けた様々な取り組みを進めてまいりました。その結果、R3年度の時間外勤務は16.3%減少しましたが、コロナ禍の感染防止と学びの保障の両立のため教員の勤務環境は依然として厳しい状況でございます。現在、国において勤務実態調査が行われており、この調査結果を踏まえ、教職員の給与や勤務のあり方を定める、いわゆる給特法の改正も見据えた教職員の処遇改善が検討されているところでございます。

府教育委員会といたしましては、学校業務支援員等外部人材の計画的配置、ICTによる業務効率化、中学校部活動の地域移行の具体的な検討など、働き方改革をさらに進めると共に、必要な対策や財源確保をしっかりと国に求めながら、教員が生き生きと子どもに向き合える環境づくりを推進してまいります。

次に、府立向日が丘支援学校の仮設校舎につきましては、昨年度実施設計が完了し、現在、来年夏の移転むけて改修工事の準備を進めております。その設計にあたりましては、原則として、現校舎教室数や面積を維持するよう計画した上で、教職員や保護者を対象にアンケートや説明会を実施し、その中でいただいたご意見を可能な限り反映して、実施設計を完成させたところです。

避難路につきましては、元々、病院事態が緊急時の避難に関して配慮された建物ではございますが、階段で避難することが困難な重度重複障害の児童生徒の教室は1階に配置する等の配慮も含めて今回行っております。運動施設につきましては、プレイルームは現校舎の同程度以上の広さの大小2部屋を確

保することとしており、グラウンドや体育館については、近隣の地域で候補地を選定し長岡京市と具体的な協議を進めているところです。

次に、生活実習室についてですが寄宿舎の代わりでは無く教育活動で使用する特別教室であり、学校の要望も踏まえ他校と同様の集団生活型を整備することとしております。生活実習室は、医療的ケア児も含めたすべての児童生徒が授業の中で、日常の生活等を体験するためのものであり、宿泊を伴う教育活動を行う場合は、児童生徒の状況に応じて看護師の付き添いを行う等、その発達や自立を促しながら、安心して学べる環境の整備を進めてまいります。また、保護者の病気など緊急時の対応につきましては、やむを得ない場合に、特例的に受け入れをおこなってきたところです。これまでから、福祉施設等へ入所できるように市町の福祉部局へ働きかけており、引き続き連携をはかってまいります。

府教育委員会といたしましては、仮設校舎への移転後も長岡京市をはじめ、関係機関と連携し児童生徒、保護者や教職員のご意見を伺うと共に、運用状況を見ながらこれまでと変わらない豊かな学びを実践できるよう取り組んでまいります。

**【森下議員：再質問】**知事の「生理の貧困」の答弁をいただきましたが、窓口相談に来る人で生理用品を渡すという方式を取られているというお話でした。生理用品をトイレットペーパーのように置くということについては議論がまだまだ必要だとおっしゃいました。知事その議論の先頭に立っていただけないかと思うんです。学校でも公の場でも真剣に取り組んでいただきたいと思います。八幡市でお話を伺ったときに、本当に笑みを浮かべて担当者が子どもたちから喜ばれている。「これは当たり前」だと。「生理の処置のことも話ができる、学校の話ができる」。「生活に困っているから生理用品をください」ではなく、生理用品が身近にあるというふうに率先して取り組んでいただくよう決意を求めて、要望しておきます。

教員不足について再質問します。やっぱり打開策は、教育予算を伴う大幅な教員定数修正計画をつくり、正規職員を増やすこと以外に教員の欠員問題は解決できないと思います。担任の先生がいないことの解決は正規員を増やすことです。教育長の決意を求めます。いかがですか。

向日が丘支援学校の仮設校舎について、説明会を開かれたと意見を聞いたとおっしゃいましたが、それならなぜこういう設計図なのか疑問を感じます。十分に現場の実態を見ていただいて意見を聞いていただき設計図に生かしていただきたいと思います。今からでも丁寧な説明会を開いていただけるかどうかお答えください。

**【教育長：再答弁】**教職員の定数に関わって、正規職員を増やすに当たってはそれだけの数の志願者の確保というのが必要になってきます。現在、全国すべての都道府県において志願者が減り、教員志望者が減っている中で、計画的にまた様々な方策を取って教員の欠員問題を解決していく必要があるかと思えます。従いまして、正規職員の採用数を短期的に増やすということだけでは解決しない問題だと考えております。

次に向日が丘支援学校改築に関わって、説明等についてのご質問ですが、実施設計に当たりまして昨年11月段階で、教職員、保護者に対しまして設計業者が選定する際の資料を配付し、ご意見を頂きました。今年2月に教職員に対して説明会をさせていただきました。同じく3月に保護者に対して説明会をさせていただきました。様々なご要望等をいただきました。それについては施設の広さ等から実施が無理なものを除いて、可能な限りは対応させていただいたつもりでございます。実施設計後にご意見が出ていることは承知しています。実施設計後にまた改めてご意見を集め実施設計をし直すということになりますと、工事事態が大幅に遅れてまいります。ただ実施設計に基づいて、工事をさせていただいた後、必要な改修等については丁寧に対応させていただきたいというふうに考えております。

**【森下議員：指摘要望】**一人ひとりの子ども達に行き届いた教育を保障するために、教室に担任の先生がいない事態をなんとしても解決しなければならないと思います。非正規職員を増やすのではなく正規職員を計画的に採用すること、そのための計画をもっていただきたいと思います。また、向日

が丘支援学校の仮設校舎移転計画にあたっては、子どもたちに最善の教育環境を整える努力が必要だと思います。そのための予算、また現場の意見を今からでも充分受け止めていただいて進める姿勢が大事だと思います。ぜひ、子どもたちに寄り添っていただくことを強く求めて、質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

**9月15日**

**石田宗久議員（自民・京都市左京区）**

1. 京都府総合計画の改定に向けた取組状況について
2. 長期化する物価高騰等を踏まえた本府の対応について
3. 新たな京都産業を支える人づくりについて
4. 府立大学における魅力ある大学づくりの推進について
5. 森林経営管理制度の課題と今後の展開について
6. 文化庁移転に向けた府庁旧本館の整備について

**森口亨議員（自民・京丹後市）**

1. 大学入学共通テストについて
2. 発達障害児の支援体制について
3. 農業の経営強化と基盤整備について
4. 養殖の推進と漁村振興について
5. 持続可能な道路ネットワークの構築について

**小原舞議員（府民・舞鶴市）**

1. 子育て環境日本一の推進について
2. 京都舞鶴港振興について
  - (1) 京都舞鶴港の物流機能強化について
  - (2) みなとオアシスについて
  - (3) 京都舞鶴港におけるエネルギー政策の展望について
3. 教員の働き方改革と部活動の地域移行について
  - (1) 教師不足への対応と教員の働き方改革について
  - (2) 中学校の部活動の地域移行について
4. 京都府北部地域連携都市圏における水平連携の構築と交通政策について

**9月16日**

**諸岡美津議員（公明・京都市右京区）**

1. 物価高騰対策について
2. 新型コロナウイルス感染症対策について
3. 新型コロナウイルス感染症対策を教訓とした取組について
4. 流産・死産を経験した方へのグリーフケアについて
5. 京都版母子健康手帳について
6. がん対策について

**古林良崇議員（自民・京田辺市/綴喜郡）**

1. 地域公共交通の維持・確保と今後の交通政策について
2. スタートアップ支援について
3. 今後の教育行政の展開について
4. 危機に強い京都づくりの観点からの総合計画の見直しについて